

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償 に関する規程

社会福祉法人パトリア

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人パトリアの役員（理事、監事をいう。）及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事、監事及び評議員は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 理事、監事及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを支払うものとする。なお、社会福祉法人パトリアの理事会・評議員会に出席した場合には、交通費として2,000円を支払うものとする。

(職員の取扱い)

第4条 職員である役員はこの規程は適用しない。

(改正)

第5条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人パトリアの評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。